

令和6年第1回白鷹町議会定例会 第1日

議事日程

令和6年3月5日（火）午前9時30分開議

- | | | |
|-------|-------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議第 1号 | 令和5年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について |
| 日程第 6 | | 施政方針 |
| 日程第 7 | 議第 2号 | 令和6年度白鷹町一般会計予算について |
| 日程第 8 | 議第 3号 | 令和6年度白鷹町十王財産区特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議第 4号 | 令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第10 | 議第 5号 | 令和6年度白鷹町介護保険特別会計予算について |
| 日程第11 | 議第 6号 | 令和6年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第12 | 議第 7号 | 令和6年度白鷹町水道事業会計予算について |
| 日程第13 | 議第 8号 | 令和6年度白鷹町下水道事業会計予算について |
| 日程第14 | 議第 9号 | 令和6年度白鷹町立病院事業会計予算について |
| 日程第15 | 議第10号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第16 | 議第11号 | 白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の設定について |
| 日程第17 | 議第12号 | 白鷹町課設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議第13号 | 白鷹町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例及び白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第19 | 議第14号 | 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議第15号 | 白鷹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第21 | 議第16号 | 白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び白鷹町家庭的保育事業等の設備 |

及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

- 日程第22 議第17号 白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第18号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第19号 白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第25 議第20号 白鷹町産業センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第21号 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第22号 白鷹町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議第23号 ふる里子ども交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について
- 日程第29 議第24号 令和5年度白鷹町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第30 議第25号 令和5年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第31 議第26号 令和5年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第32 議第27号 令和5年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第33 議第28号 令和5年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第34 議第29号 令和5年度白鷹町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第35 議第30号 令和5年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第36 一般質問
- 日程第37 議第31号 令和4年8月3～4日発生豪雨災害高玉（3）地区30-101（雪舟町新田揚水機場）災害復旧工事請負契約の一部変更について
- 日程第38 議第32号 白鷹町ヤナ公園の指定管理者の指定について
- 日程第39 議第33号 白鷹町深山和紙振興研究センターの指定管理者の指定について
- 日程第40 議第34号 深山工場の指定管理者の指定について

- 日程第4 1 議第3 5号 白鷹町産業センターの指定管理者の指定について
 日程第4 2 議第3 6号 荒砥駅前交流施設（集会施設を除く。）の指定管理者の指定
 について
 日程第4 3 請第 1号 ガザ地区での即時停戦を求める意見書提出について
 日程第4 4 議第3 7号 町道路線の認定及び廃止について
 日程第4 5 委員会の開会中の継続調査について（議会運営委員会）
-

○出席議員（12名）

1番	菅原隆男	議員	2番	衣袋正人	議員
3番	横山和浩	議員	4番	竹田雅彦	議員
5番	佐々木誠司	議員	6番	丸川雅春	議員
7番	金田悟	議員	8番	笹原俊一	議員
9番	山田仁	議員	10番	関千鶴子	議員
11番	今野正明	議員	12番	遠藤幸一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤誠七
副町長	田宮修
教育長	衣袋慶三
総務課長	菅間直浩
税務出納課長	高橋浩之
企画政策課長	加藤和芳
町民課長	橋本達也
健康福祉課長	長岡聡
商工観光課長	黒澤和幸
農林課長併 農業委員会事務局長	大木健一
建設課長	菊地智
上下水道課長	鈴木克仁
病院事務局長	片山正弘
教育次長	橋本秀和
監査委員	竹田謙一

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	小	林	裕			
補	佐	芳	賀	和	則	
書	記	竹	田	雅	紀	子

開 会

〈午前9時30分〉

○開会の宣告

○議長（菅原隆男） おはようございます。ご参集、誠にご苦労さまです。

今年も啓翁桜を飾り、胸には深山和紙の桜のブローチを着用し、古典桜の里・白鷹をアピールするべく、定例会に臨みたいと存じます。

これより令和6年第1回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（菅原隆男） 議事日程は、事前に配付している文書のとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長（菅原隆男） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、白鷹町議会会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

10番 関千鶴子さん

11番 今野正明君

の兩名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（菅原隆男） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、2月26日開催の議会運営委員会に諮問したところ、3月5日から3月15日までの11日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、会期は3月5日から3月15日までの11日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長（菅原隆男） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、小林 裕君。

○議会事務局長（小林 裕） 諸般の報告。

1. 山形県町村議会議長会第75回定期総会、2月15日、山形市。

議長の異動や会務報告を了承し、令和6年度事業計画並びに収入支出予算、会費分賦収入方法等について原案のとおり議決した。

また、「地方創生とデジタル化のさらなる推進」をはじめ、「議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備」、「少子化対策及び子ども・子育て政策、社会福祉政策の推進」など12項目を盛り込んだ決議を採択した。

2. 置賜地方町村議会議長会定期総会、2月15日、飯豊町。

令和5年度会務報告及び予算執行状況報告を受け、令和6年度事業計画及び予算、負担金等について原案のとおり議決した。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 諸般の報告が終わりました。

○行政報告

○議長（菅原隆男） 日程第4、行政報告を行います。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 行政報告を行います。

白鷹町におきましては、冬本番の時期である1月から2月にかけて降雪が少なく高温が続く異常気象となっており、町内の積雪調査においては、2月1日時点で最も多かった西高玉でも30センチメートルと令和元年度以来の少雪となっております。

これらの状況を踏まえ、町では2月5日に副町長を委員長とする白鷹町異常気象対策連絡会議を立ち上げ、各所管における少雪高温による影響等に関する情報共有を行いながら、対策に努めてまいりました。

とりわけ、除雪事業においては、稼働日数が例年を下回り、受託事業者では委託料収入の減少などが見込まれたことから、今後の安定的な除雪の体制維持と経営の安定を図るため、小規模工事の早期発注とともに不稼働分を補填する対策を講じてまいります。

白鷹町営スキー場においては、今シーズンの営業日数が20日間にとどまり、まとまった降雪も期待できないことから、2月末をもって営業を終了したところであります。町民スキー大会、スキー場祭りも中止となり、スキー場運営を担う従業員の給与の補償やリフトシーズン券の払戻し等の対応を進めているところでもあります。

農作物に与える影響につきましては、県をはじめとした関係機関と連携し、農家の皆様に情報提供を行っております。また、本来、冬期間の貯水を行わない農業用ため池においては、今春の水不足を想定し、ため池管理者に対する貯水作業を依頼しております。

町といたしましては、今後とも暖冬少雪の状況の把握と関係機関との情報共有を図りつつ、町民生活と地域経済に及ぼす影響を最小限に抑えられるよう対策に努めてまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（菅原隆男） 行政報告が終わりました。

○議第1号の上程、説明、質疑、討論、採択

○議長（菅原隆男） 日程第5、議第1号 令和5年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 議第1号 令和5年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国による新たな経済に向けた給付金、定額減税一体支援の早期着手に向けた対応のほか、今般の少雪の状況を踏まえた対応を緊急的に実施するため、2月9日付で行いました専決処分について承認を求めるものであります。

財源といたしましては、国庫支出金及び繰越金で対処したものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ7,526万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ96億1,163万2,000円となったものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、菅間直浩君。

○総務課長（菅間直浩） ご説明申し上げます。

補正予算書（第6号）の1ページをご覧ください。

専第1号 令和5年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度白鷹町一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,526万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億1,163万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

補正予算説明書の3ページをお開きください。

款項目、補正額、計、主な説明を申し上げます。

2、歳入。

14款国庫支出金 2項国庫補助金 1目総務費国庫補助金4,652万7,000円、3億4,920万2,000円。重点支援地方交付金の追加でございます。

19款繰越金 1項繰越金 1目繰越金2,873万9,000円、5億7,435万5,000円。

4ページをご覧ください。

3、歳出。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費5,226万6,000円、4 億3,409万6,000円。均等割のみ課税世帯等支援給付金、非課税世帯等支援給付金、子ども加算などへの対応でございます。

5 ページをお開きください。

8 款土木費 2 項道路橋梁費 2 目道路維持費2,300万円、3 億6,028万1,000円。維持補修工事の追加でございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第 1 号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○施政方針、議第 2 号～議第 9 号上程、説明、総括質疑、付託

○議長（菅原隆男） 日程第 6、施政方針から日程第14、議第 9 号 令和 6 年度白鷹町立病院事業会計予算についてまで、以上 9 件は、令和 6 年度の施政方針並びに各会計予算でありますので、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、施政方針の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 本日ここに、白鷹町議会 3 月定例会の開会に当たり、町が誕生し 70 年を迎える令和 6 年度の町政運営につきまして所信の一端を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国の地方財政対策では、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額について令和 5 年度を上回る額を確保する対応が図られております。

一方で、足元の物価高に対応しつつ継続的な賃上げや、デフレからの完全脱却と民間需要を中心とした持続的な経済成長の実現に向け、人への投資、スタートアップへの支援、少子化対策、子ども政策の抜本強化を含む、誰も取り残されない社会の実現のほか、

地域の脱炭素化の着実な推進、防災・減災、国土強靱化に向けた一層の体制強化など、重要課題への対応が求められております。

本町の財政状況につきましては、国策と連動し原油価格や物価の高騰の影響を受ける生活者や事業者の負担軽減に向けた支援のほか、過疎地域におけるガソリンスタンド存続に向けた支援や、地域人材ベースキャンプ設立に向けた取組など、緊急性の高い案件に対応しながら、財政指標等の一定の水準を確保した上で、これまで財政調整基金をはじめとする基金への積立てを行い、弾力的な財政運営を進めてまいりました。一方で、義務的経費が増加傾向にあるとともに、今後、ふるさと森林公園再整備等の主要事業への財政支出も見込まれることから、より一層計画的かつ柔軟な財政運営を行っていく必要があると認識しております。

令和6年度は、人と人とのつながりが生み出す共創のまちづくりの理念の下、「第6次白鷹町総合計画前期基本計画」に掲げる町の将来像「人、そして地域がつながり、輝き続ける 潤いのまち」の実現を目指し、DX（デジタルトランスフォーメーション）・GX（グリーントランスフォーメーション）の推進、子ども・子育て政策の強化、地方への人の流れの強化等による個性を生かした地域づくりの推進、「人への投資の強化」など、活力ある多様な地域社会の実現に向けた新たな取組や、未来に「つながる」施策を展開していく観点から予算を編成いたしました。

この結果、一般会計当初予算額は92億7,000万円となり、前年度に対し5億6,000万円、6.4%の増となったものであります。

さらに、令和5年度補正予算におきまして、国の補正予算などに対応した事業を前倒しで計上し、明許繰越も視野に入れて進めていることから、令和6年度は、これらと当初予算を合わせて実質的に94億4,000万円規模の予算となるものであります。

次に、予算の歳入歳出について申し上げます。

初めに、歳入の状況であります。一般財源につきましては、町税11億4,553万2,000円で固定資産税や軽自動車税の増収見込みはあるものの、個人町民税の定額減税等の影響により2.5%の減となっております。地方交付税39億6,400万円のうち、普通交付税は子ども・子育て費の創設に伴う算定額の増額等を見込み1.4%増の35億5,400万円、特別交付税は、集落支援員や地域おこし協力隊の拡充等に伴う増を見込み7.9%増の4億1,000万円を見込んでおります。このほか、繰入金は、財政調整基金や減債基金からの繰入れの増により16.5%増の3億8,503万1,000円、臨時財政対策債を含めた町債につきましては、42.8%増で10億2,490万円となっております。

次に、歳出につきましては、性質別に見ますと、人件費は6.1%増の13億1,723万8,000円、扶助費は0.8%減の12億2,142万8,000円、公債費は0.5%増の13億6,265万1,000円となり、義務的経費全体では1.9%の増となっております。一方で、普通建設事業費は51.2%増の10億5,998万8,000円、物件費は8.9%増の13億7,580万8,000円となっ

ております。

特別会計及び企業会計につきましては、全体で62億6,329万2,000円を計上し、前年度より3億7,460万1,000円、6.4%の増となったものであります。

以上、一般会計に特別会計等を合わせた当初予算総額は155億3,329万2,000円、6.4%の増となったものであります。

次に、具体的な施策について申し上げます。

令和6年度は、計画期間が最終年度となる第6次総合計画の前期基本計画の将来像の実現に向け、それぞれの特色ある地域資源を生かし、相互補完し連携するコンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりの考え方を基本としております。

また、SDGsの視点を踏まえつつ、人材確保、DX推進、脱炭素化の実現の視点を持って、重点4分野である「人づくり」、「産業・経済」、「地域力」、「定住化」を施策の柱として着実に進め、暮らし・社会・経済が統合する維持可能なまちづくりを目指してまいります。

特に多様な人材確保に向けて新たな人の流れを形成する取組や子育て及び若者世帯の希望をかなえる環境の整備や支援、魅力的な地域づくりへの支援など、人口減少対策を総合的に講じ、未来につながる暮らしを大切にするため、職場や住環境に加えて、子育て環境も含めた近接化を目指す本町版「職住育近接」の実現に向けた取組を進めることで、定住人口を確保し、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

デジタル技術の活用により、町民の皆様の利便性向上を図るとともに、業務を効率化することで住民サービスのさらなる充実を図るため、引き続き、行政のデジタル化を推進してまいります。

令和6年度におきましては、住民票の写し等のコンビニ交付の実施や地図情報の公開、行政情報配信システムの運用開始などにより、住民サービスの向上を図ります。

あわせて、議会における質疑等の深化や情報共有の即時化を目指したペーパーレス会議システムの導入及び庁内ネットワークの無線化の実施や電算処理システムの標準化・共通化に取り組めます。

第6次総合計画では、白鷹大橋の完成に象徴される一体化・中央拠点による都市軸と各地域拠点を同心円状に捉えることで、それぞれの地域資源を生かし、相互補完し連携するまちづくりをコンパクト・プラス・ネットワークと位置づけているところでもあります。

人口減少社会において、今後、ますます重要な役割を担う町立病院及び健康福祉センターを核とした第2期健康と福祉の里構想の推進や、県都山形市と本町をつなぐ重要な路線である国道348号の再整備に向けた取組、デマンド交通の町外延伸便の運行等を継続するとともに、運転手確保への支援に取り組んでまいります。

次に、子育てしやすい環境づくりであります。

出生数の減少が続く状況であります。子育て世代の方々が仕事と子育てを両立でき、安心して出産、子育てができる環境整備として「こども家庭センター」を設置し、相談支援体制のさらなる強化を図ってまいります。

また、出生祝金を5万円から10万円へ増額することに加え、新たに妊娠確定までの産婦人科受診費用等の助成を行うなど、「伴走型相談支援」と「経済的支援」の一体的サービスの充実を図ります。

このほか、全世代の保育料無償化をはじめとした子育て支援策を総合的に推進しながら、少子化対策に取り組んでまいります。

次に、教育の充実であります。

デジタル化やグローバル化といった社会的変化が進展する時代にあつて、社会を生き抜く力を育み、子どもたちの可能性を広げる取組が求められております。

学校教育につきましては、新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現に向け、ICT支援員の配置による授業支援や教職員向けの活用研修等を深化し、従来型の教育とICT教育とのベストミックスを図ってまいります。

また、夏の酷暑などに対しても、学びの機会をしっかりと確保できる環境整備を行うとともに、医療的ケアを必要とする児童の受入体制を継続してまいります。

あわせて、子どもたちの学びの場、生活の場である学校の安全確保をするため、白鷹中学校の体育館床等改修や空調設備の整備に取り組むほか、グラウンド排水対策の設計業務に着手してまいります。

そのほか、おいしく安全安心な学校給食の提供に向け、地元食材の積極的な活用に努めながら、味や品質を確保してまいります。

次に、地域の担い手の育成であります。

人口減少等により、地域を取り巻く環境は大きく変化しております。

各産業分野における担い手不足に対応するため、町の仕事を組み合わせたマルチワークを提供することで、移住希望者の受皿となる地域人材ベースキャンプが令和6年度から事業を開始することに合わせ、その運営を支援してまいります。また、町施策と連動させつつ、将来的な担い手、人材の確保に寄与する取組を進めてまいります。

荒砥高等学校支援関連は、生徒数の確保を最重要課題として捉え、魅力化計画を基に小規模校の特色を生かした生徒一人一人の学力に応じたきめ細やかな学習指導や基礎学力の向上への取組のほか、オンライン教育コンテンツの活用や、修学旅行に対する支援などに継続して取り組むとともに、新たに自動車免許取得費用に対する支援を行います。

生涯学習、芸術文化面では、生涯学習振興計画に基づき、町民ニーズに沿ったより多様な学習機会の創出を図るため、引き続き、町民自らが企画し、実施する自発的な生涯学習活動への支援を行うほか、町誕生から70年の歩みを探求する事業に取り組んでまいります。

スポーツの推進につきましては、若鮎マラソン大会をはじめとした各種イベントを70周年の記念大会として準備を進めてまいります。

また、町民武道館へ空調設備を新設するほか、町営スキー場の運営やスポーツ施設の維持管理等について、町スポーツ協会を核とした運営体制を確立し、機動的で効果的な運営を図ってまいります。

次に、農業の振興であります。

米の消費減少が進む中、国からは産地の主体的な取組による需要に応じた生産が推進されており、安定した農家所得の確保に向け計画的なブロックローテーションの取組なども含め、米以外の作物への転換を関係機関と連携して進めてまいります。

あわせて、農地の将来像となる地域計画や目標地図の策定を進め、農地の集積・集約による作業の効率化と農地利用の最適化を図るとともに、日本型直接支払交付金事業の取組を通し、集落機能及び農村環境の維持・向上と農村地域の振興につなげてまいります。

また、農業従事者が減少する中、移住等による多様な担い手の確保や、近年、希望者が増加しつつある雇用就農への支援を継続するほか、本町の農産物や資源を活用した魅力ある6次産業化の振興に向けて、引き続き取組を進めてまいります。

さらに、農業生産基盤の整備や農業用施設の保安全管理については、県や関係団体と連携を密にし、生産における効率化及び省力化への支援や施設の機能回復、災害の未然防止などの安全確保に向けて取り組んでまいります。

林業の成長産業化であります。

本町の森林の多くは、本格的な利用期を迎えており、「白鷹町森林（もり）とつながる暮らしビジョン」に基づき、伐って、使って、植え、そして、育てる「緑の循環システム」の構築に向け、航空レーザー測量によるデジタルデータを活用した筆界想定図作成を令和6年度から実施し、順次、効率的な森林境界明確化、森林資源の把握等を進めてまいります。

また、機械化、省力化による森林施業の低コスト化を推進するため、路網の整備を進め、森林資源の活用と川上から川下までを網羅する森林・林業の再生に取り組んでまいります。

有害鳥獣対策につきましては、被害の軽減に向け、地域及び関係機関と緊密な連携を図りつつ、地域や生産者が一体となった取組を支援するとともに、町単独による有害鳥獣処理施設整備に向けた検討を行ってまいります。

次に、地域産業の振興であります。

本町の経済状況は、新型コロナウイルス感染症の影響は和らぐ一方、原材料や燃料費、電気料金などの物価高騰が続いており、企業は厳しい経営環境に置かれているものと認識しております。引き続き経済動向を注視し、必要な支援策に取り組んでまいります。

商工業振興につきましては、企業立地及び設備投資に伴う雇用の創出に向け、産業団地造成の検討を進めるとともに、就労環境の改善や正社員化に向けた取組の支援を継続してまいります。

そのほか、買物環境の確保及び見守りなどの福祉的な対応のため、移動販売に係る運営費補助を継続してまいります。

観光振興につきましては、コロナ禍後の観光需要の変化を踏まえた新たな観光交流推進計画の策定に取り組むとともに、白鷹町観光協会や関係団体、近隣市町などとの連携により、地域の魅力を発信し誘客拡大に取り組んでまいります。

また、ふるさと森林公園につきましては、新たな指定管理者による運営に移行されるとともに、施設の再整備に向け基本構想の策定を行ってまいります。

さらに、「日本の紅（あか）をつくる町」として、紅花の安定した生産に向け、課題である「連作障害」への対応を図り、生産量日本一の継続と紅花文化の伝承や魅力ある観光資源として発信することで、地域活性化につなげてまいります。

安心して暮らせるまちづくりであります。

近年、自然災害が激甚化・頻発化していることや災害から得られた教訓、社会情勢の変化等を踏まえ、新たに「白鷹町防災士ネットワーク」を設立し、防災士の連携強化と防災意識の向上を図るとともに、消防団においては本部の組織体制を強化するなど、地域防災力の向上に取り組んでまいります。

また、引き続き、防災基盤として、有蓋貯水槽や消火栓などの消防施設の整備を進めてまいります。

特性を生かしたそれぞれの地域づくりでございます。

各地区では、地域づくりの拠点であるコミュニティセンターを中心に、それぞれの特色を生かした町民が主役の地域づくりが行われております。今後も、創意工夫が発揮されるよう、地域づくり推進交付金等による支援や分館整備への支援を行ってまいります。

また、集落支援員を増員し、集落の維持・活性化に向けた支援を強化するとともに、地域おこし協力隊においては、引き続きインターン制度などを活用し、隊員の増員と活動の定着を図ってまいります。

持続可能な循環資源の利用であります。

環境施策につきましては、「第3次白鷹町環境基本計画」及び「地球温暖化対策実行計画」等に基づき、町民・事業所・町が一丸となり、自然環境との共生による持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

具体的には、ごみの減量化対策の実施や、木質バイオマス燃焼機器等の再生可能エネルギー設備導入に対する助成、耐熱性能等が高い住宅新築への支援を継続実施してまいります。

また、地球温暖化対策に対し当事者意識を持って取り組んでいただけるよう、セミナ

一の開催やマイレージ事業などによる普及啓発に努めてまいります。

定住条件の充実であります。

道路交通網の整備につきましては、引き続き国道348号の高規格化による再整備、国道287号道路改良の推進に向けて取り組むとともに、一般県道深山下山線黒滝橋の架け替えや「長井～白鷹間西廻り幹線道路」の整備など関係団体と連携し、要望活動に努めてまいります。

また、路線案が検討されております主要地方道長井大江線の早期着工の要望活動も行ってまいります。

町道維持・整備では、引き続き、除雪機械の整備や除雪担い手の育成・確保に取り組むとともに、災害の未然防止を図るための測量設計、危険な形状の交差点や緊急車両の通行に支障を来している箇所改良に着手し、地域の安全確保と町民生活の安定に努めてまいります。

河川・水路維持関連では、準用河川6河川の維持管理を行うなど、豪雨等による被害の低減に努めるとともに、災害で堆積した土砂や倒木の除去を引き続き行い、安全性の向上に取り組んでまいります。

水道事業は、安全・安心で良質な水道水の安定供給のため、施設の長寿命化や規模の適正化、管路の耐震化を図るとともに、計画的かつ効率的な整備及び維持管理を推進してまいります。

下水道事業においては、地方公営企業法を適用した企業会計へ移行し、投資の効率化や維持管理費の削減、水洗化等の向上等により、経営健全化を推進してまいります。

保健・医療・福祉の充実についてであります。

高齢者福祉・介護保険事業につきましては、「社会とのつながり」の確保に重点を置き、公助・共助・互助・自助、それぞれの観点から、地域における仕組みづくりの支援などを行ってまいります。

具体的には、新たに通いの場への移動支援を行うとともに、難聴を原因とする生活の質の低下等を予防するため、講演会などを通じた趣旨普及や早期対応に向けた事業を実施するほか、介護人材確保に取り組む事業者への支援や、地域が主体的に行う生活課題解決の取組に対する支援を継続してまいります。

また、町の地域包括支援センターにつきましては、今後の重層的な支援体制の構築及び、専門職人材による長期的、安定的な支援体制の確保を図るため、白鷹町社会福祉協議会との連携を強化し、取組を進めてまいります。

障がい者福祉につきましては、ライフステージに合わせた福祉サービス等の提供等の支援を行うとともに、障がいの有無にかかわらず、個性を生かし、共に支え合う「地域共生社会」を目指してまいります。

健康づくり事業につきましては、歯周疾患検診の対象者を20代、30代の方にも拡大す

るとともに、健康教室や介護予防教室において健康状態の見える化を図り、個々の状況に合わせた目標設定と指導等を活用することで、「自分の健康は自分で守る」意識の定着を図ります。

本町医療の中核を担う町立病院につきましては、「地域住民から信頼される病院」の基本理念の下、地域医療を守るとりとして、持続可能な運営を目指す「経営強化プラン」に基づき、将来にわたる安定的な医療提供体制の確保と環境整備に努めてまいります。

具体的には、持続可能な運営体制に向けた医師の増員や各種機器更新、再整備に向けた実施設計等、医療環境の充実に取り組みます。

良好な住環境の確保であります。住宅施策では、定住促進・転出抑制対策として、引き続き子育て・若者世帯の住環境の整備やその取得等に対する支援を行ってまいります。

空き家対策につきましては、所有者に建物の適正管理を促すとともに、空き家利活用の支援、危険空き家等解体に対する助成を行うなど、総合的に取り組んでまいります。

新たな人の流れの形成であります。本町の新しい人の流れをつくるため、引き続き総合的な相談窓口を設置し、移住体験ツアーの実施や充実した移住支援策、保育料完全無償化をはじめとした手厚い子育て支援策の積極的なPRを行い、U I J ターンによる移住者を確保するとともに、定住には至らないものの、本町に関心を持ち、継続的に多様な形で関わる関係人口の拡大に向けて新たな取組を進めてまいります。

さらに、地域経済の担い手として外国人人材のニーズは今後ますます高まることが予測されることから、受入体制の整備など外国人が暮らしやすい環境整備に取り組んでまいります。

加えて、仙台しらたか会への継続した支援のほか、新たに首都圏白鷹会に対し支援を実施するとともに、紅花友好都市協定を締結した埼玉県桶川市をはじめ、災害相互応援協定を締結しているなど縁のある自治体との交流を推進してまいります。

行財政改革の推進であります。

行財政改革につきましては、第6次行財政改革大綱に基づく行動計画を着実に進めるとともに、第6次白鷹町総合計画に掲げる施策を効率的・効果的に実現するための組織・人づくりを進めてまいります。

以上、令和6年度の施政方針を申し上げましたが、本町のさらなる発展と住民福祉の向上に向け、全力を傾注してまいり所存でありますので、町民の皆様並びに議員各位には、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、施政方針といたします。

○議長（菅原隆男） 施政方針の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開を午前10時30分といたします。

休 憩 (午前10時16分)

再 開 (午前10時30分)

○議長(菅原隆男) 休憩前に復し、再開いたします。

続いて、所管ごとに各会計予算の説明を求めます。

初めに、一般会計予算及び十王財産区特別会計予算について、総務課長、菅間直浩君。

○総務課長(菅間直浩) [令和6年度白鷹町一般会計予算書を朗読して説明した]

[令和6年度白鷹町十王財産区特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長(菅原隆男) 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について、町民課長、橋本達也君。

○町民課長(橋本達也) [令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計予算書を朗読して説明した]

[令和6年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長(菅原隆男) 次に、介護保険特別会計予算について、健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長(長岡 聡) [令和6年度白鷹町介護保険特別会計予算書を朗読して説明した]

○議長(菅原隆男) 次に、水道事業会計予算及び下水道事業会計予算について、上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長(鈴木克仁) [令和6年度白鷹町水道事業会計予算書を朗読して説明した]

[令和6年度白鷹町下水道事業会計予算書を朗読して説明した]

○議長(菅原隆男) 次に、町立病院事業会計予算について、病院事務局長、片山正弘君。

○病院事務局長(片山正弘) [令和6年度白鷹町立病院事業会計予算書を朗読して説明した]

○議長(菅原隆男) 以上で各会計予算の説明が終わりました。

令和6年度施政方針並びに各会計予算8件を一括して総括質疑を行います。

なお、第1次質疑は登壇して行ってください。6番、丸川雅春君。

[6番 丸川雅春 登壇]

○6番(丸川雅春) 令和6年度の施政方針を受けまして総括質疑をさせていただきます。

施政方針の施策の概要において、重点4分野である人づくり、産業経済、地域力、定住化を施策の柱として着実に進めていくとあります。

これに当たりまして、次の3点について伺いたいと思います。

1点目は、施策の柱、人づくりの中の地域の担い手の育成における地域人材ベースキャンプについてであります。

地域の担い手の育成において、マルチワークを提供することで移住希望者の受皿とな

る地域人材ベースキャンプの事業が開始されます。この事業は、受入れを希望する事業者と働き手の需要と供給のバランスが大変重要と思われます。このバランスを保つために事業のPRの支援をどうしていくのか伺います。

また、町施策とも連動させつつ、人材の確保に寄与する取組を進めていくとありますが、具体的にどういうことか、伺います。

2点目は、施策の柱、定住化の中の新たな人の流れの形状における関係人口の拡大に向けた取組についてです。

新たな人の流れの形成において、本町に関心を持ち継続的に多様な形で関わる関係人口の拡大に向けて新たな取組を進めていくようでありますが、本町に関心を持たせるための具体的な対策と、新たな取組とはどのようなものか、伺います。

3点目は、施策の柱、地域力の中の定住条件の充実における道路交通網の整備についてです。

定住条件の充実において道路交通網の整備は、定住人口のみならず、関係人口、交流人口の拡大にもつながると思われます。このようなことも踏まえ、国道348号の高規格化による再整備に向けての具体的な取組はどうしていくのか、伺います。

また、路線案が検討されている主要地方道長井大江線の早期着工の要望活動を行っていく上で、地元住民との連携をどうしていくのかを伺います。

以上、3点、よろしくお願いいたします。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 丸川議員からありました総括質疑にお答えを申し上げます。

まず1つでございますが、地域人材ベースキャンプの核となります特定地域づくり事業協同組合につきましては、総務省が所管する制度として我々としても活用していきたいなと思っているところでございます。

ちなみに、この事業に先輩として早くから取り組んでおられます小国町が大変成功している事例として紹介もされておりますし、それらを参考としながら取り組んでいきたいなと思っているところでございます。

組合に入っただくことによつてそれらの仕事をしながら、マルチワーカーといひますか、通年で働いていただけるような環境づくりができるのかどうか、この辺が我々に課せられた大きな課題だなど思っているところであります。

特に外部人材といひますか、ほかから来ていただける方々が興味を持ち、ここで生活ができるような環境を我々がつくらせていただけることができるか、非常にこれは課題が大きいなと思っているところであります。

私どものこの組合の設立に向けましては、令和4年度から取り組んできているわけでございますが、国の交付金を使わせていただきながらということになりますけれども、

非常に多岐多様にわたるといふこともあるものですから、かなり勉強をさせていただき、調整をさせていただきながら、取り組んできたということでもあります。

私ども、令和6年度といたしましては、事業開始に向けた推進交付金、出捐金などの財政支援を行いながら組合設立に向けて取り組んでいきたいということでありまして、当初予算にそれを盛り込ませていただいているということでもあります。

なかなか難しいのは、先ほど議員からご指摘がありました需要と供給のバランス、果たして、間断なくそういうものをうまく組み合わせることができるかということが非常に大きいわけございまして、やはり窓口として相当にその辺を配慮しながら取り組んでいく必要があるのかなと思います。

ただ、間違いなく大変興味をお持ちの方が、この日本の中、特に中央、首都圏にはおられるということは事実でございますので、そういう方々に白鷹を選んでいただけるかどうか、白鷹という町を選んでいただけるかどうかということが大きな課題となるのではないのかなと思っております。

先ほど言いましたマルチワークということではいろいろな仕事をするわけですから、果たしてそれらをご理解いただいて当初からうまく進むかどうかというのは、これは非常に厳しいことだと私も認識はしておりますけれども、やはりそれをやらなければ、今の人口問題というものは1つずつ解決するためにはいろいろな方策、観点から取り組んでいく必要があるのかなと思っておりますし、現時点では組織づくりというものについてはもう方向性が出ておりますし、それらについて皆様方から応援をいただき、仕事の創出、あとはやはり事務局の何といいますか、うまくかみ合わせる、マッチングできるかどうかということが大きなことかなと認識をしているところでもあります。

それは関係人口ということではありますが、関係人口というのは、私も正直言って当初、分かりませんでした。この関係人口というものに関しては、人口問題の中で、今、定住・移住というものがいろいろあるわけございまして、それまで至らない方々のこと、例えば我々のコンサルティングをしてくださる方が白鷹に興味を持っていただけると。そして、白鷹に行き来をする。ただ、定住とか移住でもないというような関係人口を強化していきましようというのが国の考え方でございます。

なかなか私もこの辺については理解するには時間がかかったんですが、ただ、やはりいろいろな地域を今ターゲットとして、いろいろなところでこういうことに取り組んでおりまして、例えば人口増となっている流山市の状況をお聞きしますと、元はそのようではなかったんですが、まず交通の便がよくなると。さらにはいろいろな方々が、会社関係者が首都圏に30分前後で東京まで行く、通勤もいいというようなことの全てのものが相まって、そこに移住する前に、お勤めだけするという方もいらっしゃるようです。定住は首都圏におりながらお勤めすると。そこから、やはりそちらは便利だねということになって移住をなされるということ。その前の段階での関係人口と。

非常に意味は分かるんですが、果たして我が町がとなりますと、ご質問の3点目にありました、やはり山形市との関係をどうしていくかということは、この辺につきましては出てくるのかなと思っているところがございますが、その前に、私どもとしては、ふるさと納税を本当に頑張ってやってくださる方、毎年、本当に同じような方がたくさんいらっしゃいます。そういう方々が興味を持って白鷹町に、何も観光でもなくてもいいんです。やはり白鷹町に行ってみたいなと思えるような流れをつくられるかどうか、非常に難しいものであります。

例えばフラワー長井線の関係では、観光ということでフラワー長井線を何とか守ろうということで、実は海老名市にお住まいの方がフラワー長井線を守っていきこうということで海老名市でそういうグループをつくり、首都圏の方々にも声掛けをして毎年一度、おいでいただいている方もいらっしゃいました。元々は白鷹町出身の方です。

ただ、残念ながらコロナ禍でそれもちよっと途切れてしましまして、果たしてもう一度、そういう関係人口といいますか、関係者と交流ができるかどうか、非常に私どもとしては今までお世話になってきたものですから大切にしていきたいなと。そういう方々をベースに拡大していくということが、我々に課せられた課題でないのかなと思っております。

それから、国道348号につきましては、今までも何度かお話をさせていただいてきたわけですが、我々、国民体育大会の前に開通したときはもう万歳、万歳、本当にこんなすばらしいものがない。今まで畑谷、大沼を歩いていった狐越街道だったわけですから、あのようなすばらしい道路ができたということは本当に感謝と感激で、山形市の県庁に行くに本当に近くなったと、本当いいなと思ったんですが、思うと同時に何が出てきたかといいますと、交通事故です。もう余りにも亡くなる方が多いということでありまして、特に白鷹町分だけでも9件ほどの死亡事故が発生しております。短い、40キロメートルしかないんです。40キロメートルぐらいの中の白鷹分はあれしかないわけですが、それで死亡事故がここまで起きるということについては、私もこの立場に就任させていただいてからいろいろなところに要望活動をしてまいりました。

ただ、一番我々としては、スピードが出しやすいいいいますか、直線道路なり幅広いのは上山、南陽、白鷹と。山形は非常に狭いものですからそんなに大きな事故は、起きているようすけれどもそんなに極端でもない。道路が狭いということです。

それらを念頭に置きながら前の山形市長さん等々にもお願いをしてまいりましたし、スマートインターチェンジも、まさしく就任させていただいてからずっと声を大にしてお願いをしてきたところございました。残念ながら、要望は十分分かります。しかしながら、全て山形市で対応しなければならぬというこのスマートインターチェンジについては、私は、どうしても国道348号と離して考えることができなかつたものですから、何とかしてほしいということでNEXCO東日本、それからいろいろなところに要望し

ましたけれども、やはり今の市長さんは分かりましたと、当然でしょうというようなことで対応していただき、今年24日にスマートインターチェンジが供用開始される。もう本当にあつという間にしていただいたなと思っところでございます。

ただ、残念ながら、国道348号からストレートに、道路はつながっていますからこれは考えようだと思っのですが、国道348号から分岐してすぐ行けるようなところでもないということのようございまして、この辺についてはこれから運動を展開していく必要があるのかなと思っしております。

同時に、やはり国道348号の全面改築といひますか、幹線というような形で今のやり方でやれるのかどうか、非常に難しい問題はあるかと思ひますが、まずは私がお願いしているのは、再整備の会長が山形市長さんでございまして、やはり山形市長さんに強く山形市から再整備を図っていただきたいということ十分分かっております。

それから、今の上山市の市長さんも十分分かっておられますけれども、やはり山形市は山形市としての課題もたくさんあるということは、須川の周りを走る南部の道路をできるだけ早く再構築してほしいという要望もかなり強いものがあります。だから、この辺についても国道348号に集中していただけるかどうかということは、やはり町民の皆さんと一丸となって、あるいは議員の皆さんと一丸となって各方面にいろいろな要望活動をしなければ、私は実現しないのではないかと思っところでもあります。

そして、国会議員の先生方には、衆議院参議院問わず顧問をお引き受けいただいておりますし、この国道348号の改築について受けていただいておりますし、各それぞれの地域選出の県議会議員の先生方からも、やはり顧問というような形で受けていただいております。

そういうことで、何とかして我々としてはスタート台に乗せたいということで、残念ながらこの4年間はコロナ禍ということで中央陳情とか、そういうことはなかなかうまくいかなかったということでもあります。今度は5類になったわけありますので、中央あるいは仙台の東北地方整備局方面への要望活動というのを進めてまいりたいと思っしております。

さらには、長井大江線の早期着工ということありますが、これは県から提案されたものでございまして。私どもは西廻り幹線道路ということで山手に行く道路を何とかしたいというような気持ちでおったんですが、県では、改めてそれを事業化すると、県のほとんどの仕事ができないぐらいの経費がかかるものですから、今ある長井大江線ですか、これを整備していきたいということ。その道路そのものが、うちの前を通られるわけですから、もちろん、ご案内だと思っのですが、歩道がない、狭いということ。何とかそれを再整備していきたい。特に鮎貝から高田架道橋、高玉と田尻のところ長井線が走っていますけれども、これは県の道路では高田跨道橋ということだそうございまして。それまでの間の体制はこれからつくってきたいということでありまして、まさ

しく狭いですから早く事業化を進めていきたいというような考え方だけは示されております。

ただ、ご案内でありますとおり、道路の整備そのものは、着工してからといたしますが、国道287号を今、菖蒲地区をやらせていただいておりますが、あその状態を見ても、やりますと言ってからも10年たってもなかなか進まないというのは現実です。その環境整備は、まず家屋の移転をしていただいて環境をして、それから道路を整備するというようなことでありますので、やはり何百億円もかかるような仕事を一気にやるということは、これはたとえ県でもできないというようなことかもしれませんけれども、我々、そういう運動をしながら、そして、皆さんと一緒にになって取り組んで要望していく必要があるのかなと思っているところでございますので、改めて町民の皆様からのいろいろな、我々としても一緒にになって要望活動を続けていくようにしていきたいと思っておりますので、何とぞご協力賜りますことをお願い申し上げたいと思います。よろしく願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） ただいま町長から答弁いただきまして、まず最初に道路整備についてであります。なかなか10年たっても行われないうことで大変難しさを感じておるわけですが、コロナ禍がようやく終わって中央へも要望活動できるということで、本当に国道348号に関しましては、連携する自治体、それぞれと本当に共通認識を持っていただきまして早期の実現に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと確認であります。長井大江線に関しまして県から提案ということで、その路線案については町としての要望というのはできるか、まず伺いたひと思ひます。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 路線案として町からの提案ができるかどうかということですが、基本的にあの路線をベースに考えていきたいという県としての考え方を示されておりますので、私どもとして申し上げたのは、特に河川があそこにはありますと、絹市川という河川がありまして一部低いです。そういうことを総合的に勘案してやっただけのんでしょうかということとは十分配慮してやらせていただきます。

ただ、法線については、これからいろいろな測量等々、詳細設計をしながらいづれ地域の皆様方にそれをお示しし、ご理解をいただひてからスタートすると私どもとしては認識をしているということでありまひす。

○議長（菅原隆男） 丸川雅春君。

○6番（丸川雅春） それでは、あと関係人口についてであります。本当に関係人口については国で進めている施策と承知しているところでありまひすが、町長も答弁でおっしゃいましたが、観光にきた交流人口でもなく、移住者定住人口でもないため、交流以上定住未満と例えられているようでありまひすが、これを交流以上定住以下として、以下と

いう言葉として捉え、関係人口を拡大する取組をしていく中で、少しでも移住を希望する定住人口候補の方々を増やしていくための将来的な新たな移住施策の必要についてはどのように感じておられるか、町長の考えを伺いたと思います。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） やはり今、議員がおっしゃいましたように、観光で来られた方というのはすぐ分かるわけです。我々は古典桜の里ということでいろいろな事業を展開してきたわけですが、やはり、地域の皆様方に本当にご協力いただきながら地域の発展のために一生懸命頑張らせていただいていると。そういうときにバスで来られたり車で来たりすると、すぐ分かりますけれども、関係人口の方がどうおいでになったか、それを把握、正直言って分からないところもあるんですが、ただ、かつて私どもでまちづくりにおいての顧問的などいいますか、そういう方々においでいただいている方々が形としていろいろな方々を紹介して白鷹においでいただいている。

例えば今、黒鴨にお住まいの方もいらっしゃいます。そのお兄さんは本当に毎年、白鷹町においでになって、いろいろな政治の状況から国際的な経済状況までいろいろ話していただいたわけですが、その方の弟さんが今、黒鴨で定住なさっているわけですが、そういう方の状況を見ますと、あの方が来られて、観光でもないです。何か白鷹町を散策するとかなんとなくじゃなくて、旧交を温めるような、いろいろな情報発信をお互いにしながらやっている、こういう方が関係人口かなと私としての単純なこの捉え方をさせていただいているわけですが、やはりそういう方々が、例えば、何といいますか、中山で地域おこし協力隊の方が自分で一生懸命ビジネスをなされていると。やはりそういう方に昔、交流のあった方がおいでいただいているいろいろな交流をなされているようでございます。

そういう関係人口の方がおいでになっていずれ移住定住まで発展するという形になるには、我々がその受入体制を整備していかなければならぬ。相談の窓口から始まって、例えば昔の風情がある空き家に住みたいという方なのか、その辺はいろいろそれぞれの考え方もあるわけです。その辺についての関係人口という捉え方なのか、移住の夢を抱いている人かということとはちょっと分からないところもありますけれども、そういうことの中で、絶えず我々がそういう部分に配慮した取組ができるかどうか。

今の職員の体制で一生懸命頑張っておりますが、なかなかそこまで到達する、結構来ておりますけれども、増えておりますけれども、やはりなかなか数字として間違いなく増えてますよと自信を持っているような、まだまだそこに至っていないということでもありますので、関係人口という、今、総務省の中でのほぼ定義されている内容のようなものを私どもとして評価しながら、そこからさらに発展していくような流れをつくらせていただきたいものだなと思っておりますのでございます。

○議長（菅原隆男） 以上で丸川君の総括質疑を終わります。

ほかに、8番、笹原俊一君。

[8番 笹原俊一 登壇]

○8番（笹原俊一） 令和6年度の施政方針を受けて総括質疑を行います。

まず初めに、2023年度の出生数が過去最少を更新したとの発表がありました。予想を大きく上回る速さで少子化が進んでおります。

白鷹町でも、今年度生まれる子どもの数も昨年同様、少なくなる見込みであると聞いております。このような急速な少子化により、本町でも児童・生徒数の減少が進みます。学校の在り方など今後の方向性をどのように考えておられるかを伺います。

次に、令和5年に航空レーザー測量が実施されました。これを受けて森林の境界明確化、利活用まで緑の循環システムの構築と継続への道筋を伺います。

次に、町立病院への医師の増員が図られるとお聞きいたしました。町民の健康を支える拠点として大きな力になるものであると期待をいたします。

町立病院もほかの医院と同様、身近なかかりつけ医として健康診断数の増加が図られるなど、持続可能な病院運営の取組を伺います。

以上の3点について伺います。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長（佐藤誠七） 笹原議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まちづくりの基本と申しますか、一番の中心は、私は常に人づくりということを中心に据えて行政展開をさせていただいてきました。人づくりの基本は、教育という言葉がいいのか悪いのかはちょっと分からないところもありますけれども、私はやはり育むという部分、教えるということでの育むという部分が大事なのではないかなと私としては思っているところでございます。

ただ、現在の白鷹町の状況を申し上げますと、児童・生徒数が本当に急激に減少しており、本当にどうしたらいいのか分からないぐらい減少しているというのが実情であります。

そして、我々は常に環境づくりでやってきたのは、子ども自身、児童・生徒たちが自ら学べるような環境をどうつくっていくかということに一生懸命取り組んできたところでございますが、やはりなかなかその辺の環境も少なくなればなるほど、整わないというのが実情でございます。

本当に保護者の皆様とか、地域の関係者の皆様にはかなり心配なされているというようなことは、私どもも肌で実感をさせていただいておりますし、毎年開催しておりますまちづくり座談会におきましても、そのようなことは常に出るわけでございまして、やはり非常に今は危機的な状況であるという認識はさせていただいております。

また、毎年、校長先生方の代表の方が町にご要望にも来られますし、白鷹町のPTA

の団体の皆様方と町長と語る会というのをわざわざつくっていただきまして、毎年、語らせていただいております。その中でも、やはり環境問題よりもこの少子化の問題で、これからの学校はどうなるんだというようなことの議論にも最近はなってきていると認識をしているところであります。

本町の昨年度の出生数は40名でありました。そして、今年といたしますか、今年度の出生数、最初は40人を超えるだろうと期待もしておりましたけれども、実数は40人を超えないかもしれません。これは転居をしている方もいらっしゃいます。お子さんをもうけて転居されたという方もいらっしゃいまして、我々の胸算用は、1人でも心配なわけですし、その1人、2人が転居なされたということもあって30人台の後半かもしれません。これは最終的に今月いっぱいの状況を確認するのは来月にならないと分かりませんが、そんな状況でございます。

さらに、学校のことを申し上げますと、中学校の生徒が244人、必死になって皆さんからもご協力いただき西中学校と東中学校を統合しようと。本当に皆様方から大変なご協力いただき、子どもが主役のいろいろな活動をするためにどうしていくかということと議論をさせていただき、本当に足を確実に確保すると、保護者の負担をできるだけ少なくするといういろいろな条件を、我々として皆さんとのご議論の中で出てきたものを守らせていただきながら中学校の統合をさせていただいてきたわけですが、残念ながら、もう団体スポーツも、1年生から3年生で200名ちょっとですから、果たしてという心配はあるところでございます。

スポーツの地域移行というようなことでありますから、部活動の地域移行というようなことなのですが、もう正直申し上げまして私もその地域移行って何なんだと。例えばサッカーですと、いろいろなクラブがあるわけですが、そういうところに属すると。全ての者がスポーツのそういうところに行くかと。私は簡単ではないなと思っているところでございます。

先生方の働き方改革は大事だと私も思いますが、何とか子どもたちのための、成長のための我々の取組として、これだということを私はまだ打ち出せないでいるところでございます。残念ながらそんな状況でございますが本当に申し訳ないようなことでありますが、これからの対応というものは非常に難しい部分があるなと認識をしているところであります。

これから小学校についても複式学級が出た段階で方向性を考えなければならないわけですが、今、義務教育学校とかいろいろありますけれども、果たして9年間も同じ少数の人数で一緒にいられるかどうか、子どもの成長にプラスになるのかどうか、この辺は私もまだ分かりませんので、専門家、特に教育委員会のお話をお伺いしながら方向性は出していく必要があると。

近隣の自治体では義務教育学校がそちらこちらに散見されるようになりました。悪い

というわけではないでしょうけれども、私の今までの取組からしますと、ちょっと課題はあるなと思っているところがございます。

同時に、そんな流れでございますので、もう少しメリット、デメリットを私としては把握させていただきながらいろいろな形を取り組ませていただきたいと思います。

2点目の航空レーザー測量でございますが、森林の活用というような形になるわけですが、町の人工林でございますが、大体50年をはるかに超えてきていると。70年というのもありますし、大体50年から70年、80年ぐらいのが今の林生です。

なぜここまで整備が進まなかったのかといいますと、やはり外国の材木が入ってきてそれで値段が下がったということで、もう誰も興味がなくなったということで残念ながら放置林が非常に多くなった。

その放置林が多くなったところでの問題が、私どもとしては平成25年、26年の豪雨災害なのです。崩れたところを見ますと、ほとんど杉林でした。専門家に見てもらった結果として活用すべきであるということで、白鷹町の森林資源はこれから活用していきたいということで取組をさせていただいたと。

実際に現場に入りますと、境界が全然分からない。実は鮎貝自彊会さんは2,700ヘクタールぐらいの森林をお持ちだということでありますけれども、真ん中は分かりますけれども周りの境界が分からない。筆界ですね、そういうところは明確でないということで、いろいろ検討をさせていただいた結果、航空レーザー測量ということもこれは一つの手段であるということでいろいろ今まで検討を進めてきましたところ、今年度に、雪降る前ということになりますけれども、測らせていただいたと。大分明確に出てくるというようなことで、今日の山形新聞にもJークレジットというのが載っておりますけれども、その一助にも私どもとしては使えるものだと思っております。

そのようなことに取り組みながら、まずは森林の境界を明確にしていくということ。それから林相ですね、何の木だか、どれぐらいたっているか、どれほどの石数があるか、今、石数などと言わないで立方と言うらしいんですが、どれぐらいの量があるかということなども調べて、これが今の航空レーザー測量だと分かるということでありますので、その辺に取り組んでいきたいと。新年度となりますと、地図も出てくると思いますので、その辺で境界というものは今度、地図上で確認できると、地図で隣の人と了解を取れば、それで全部境界が明確になるということでもあります。

それから、最後に町立病院の運営でございますが、本当に厳しい経営の中で本当に少ない人数といいますか、ドクターが少ない人数で、結構年配の先生が頑張っておられると。今までずっと中心となって進めてまいりました高橋一二三先生も65歳を過ぎるということでもあります。年齢的にいきますと、退職ということになるわけですが、まだ協力は惜しまないという温かい言葉をいただいておりますので本当に感謝しているわけですが、ただ、経営となると、また違ってきます。

なぜならば、経営というのは、患者さんが来られてそこでいろいろな検査をしたり、あるいは治療したりすることから点数が上がってくるわけですが、残念ながら、人口が減っているということの基の数字が、残念ながら病院に来られる方が非常に少なくなってきた。と同時に、もう一つは、今、いろいろな施設、福祉施設がいろいろなサービスが充実しておりますのでその中で対応ができるというようなことも来ております。

そんなことを含めると、なかなか町立病院を直ちに利用ということもない場合もある、ない部分もあるということです。しかし、それらを含めながら町内の最後のとりでということで私どもは認識しておりますので、何とかこの町立病院の運営というものに頑張っていきたいと思っておりますし、先ほど議員からありました今回ドクターが1名、白鷹町においでいただけると。山形大学病院では第二内科だそうです。女の先生でございます。いらっしゃるということで4月から赴任はするということですが、子どもさんがまだ小学2年生と2歳と言っていましたか、小さいものですから全てこちらにすることではないかもしれませんという言葉はいただいておりますが、ただ、実際に白鷹に来ていただいて検査等々、今回は病院で検査機器といいますか、カメラ等々を新しくしていきたいと今取り組んでいるところでございます。

昨年までは、決していいことではないんですが、コロナ禍に対応した病室、病棟もあったということで、それでいろいろな交付金といいますか、コロナ交付金が来まして大変経営的には助かった部分もありますけれども、それが今度は5類になりましてその部分がなくなったということでもあります。これから病院はいろいろな形で検査を含めた、健康診断を含めた中での充実を図って経営の安定化を図っていくのではないのかなと思っております。

ただ、私どもとしては、本当に町立病院と町内の開業医の先生に感謝と評価をしなければならぬというのは、このたびのコロナのことでありました。コロナのときに町立病院で私どもで全部させていただきました。開業医の先生方にもご協力をいただきまして、ワクチン接種が、県内一に順調に進んだ場所であると私は自負したいと思っております。これはやはり町内の開業医の先生と町立病院を使って接種の会場にさせていただいたということが本当にうまく回転したなど。さらには、それぞれの地域にマイクロバスなどを回らせていただき、あるいはタクシーなども使わせていただきいろいろな形で環境づくりもしていただいたということでもありますので、町立病院、そして周りの開業医の先生、そのスタッフの皆さんに心より感謝しながらやっていきたいということでありますので、町立病院については、やはり町民の生命を守るための最後のとりでとして私も頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 笹原俊一君。

○8番（笹原俊一） 最初の課題の学校の件でございますけれども、やはりどこの自治体

も同じように人口減少が進んで、義務教育学校、数年後の開校を目指してやっているということもありました。それから、学校の再編や統廃合などを検討されている、議論されている自治体もございます。

先ほど、町長からは、様々な課題、問題をしっかりと捉えた上で考えていきたいというお話がございましたけれども、複式学級も数字的には本当に間近に迫っているのではないかなと思っておりますので、ぜひ議論を進めていただきたいと思いますけれども、今年からしっかりとこの議論をしていく、また地域の皆様のお声を聞きする、保護者の皆様、学校の先生方の声を聞きすると、そういうふうな体制を取られると理解してよろしいでしょうか。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 先ほど申し上げましたように、私は基本的にありきでやりたくない。現実を踏まえて、あと何年後になりますとなれば、それは考えていかなきゃならないわけですが、正直言います複式学級のあったときとか、私は何度も今までも答弁させていただいておりますが、複式学級を経験された方でよかったという人、私、聞いたことがありません。白鷹町内でもいろいろなところで昔、あったわけですが、複式学級でないほうが、私としてはもっと学べたんだよということを本当に私の先輩からも言われております。そういうことを考えれば、私はそうやるべきでないと基本的に思っています。

ただ、実質、来年の数字も分かるわけですが、さらに前の数字も分かるわけですから、それを考えたときにはそろそろ検討していかなきゃならないのではないかなと。それには相当な覚悟、私自身が相当な覚悟を持って地域に入らなければならないと思っています。

それはどういうことかという、やはり子どもさんを一番大事にしなければならない、足の確保ですね、足をどうやって確保していくかと。中学生でしたら、私はある程度、いろいろな体格を含めた中で移動はできるわけですがけれども、小学校の1年生、果たして移動までできるかどうかと。その辺まで配慮した流れを私はつくっていく必要あるだろうと。

そして、どこにどう造るかとか、この義務教育学校、どこでどうしていくかと。先ほど申し上げましたように、9年間を同じ生徒さんでやるわけですから、クラスが。果たしてそれが9年間、今いろいろなやり方があって4-2-3ですか、いろいろやり方があるそうでございますが、私は本当にそれで満足した子どもたちといたしますか、保護者の皆さんも地域も満足した流れをつくれるかどうか。

そして、もっと私はいろいろ考えていく必要があると思っていますのは、まとめればまとめるほど、私は先生方の働く場が少なくなっていくと認識しているものですから、この辺については、私は相当腹をくくった中でというのはそういう意味でございまして、

そういう部分について今から議論ということは、私は逆に不安を与えるのではないかと
思っていますので、今、来年度からということは、私は考えていないというのが私の今
の実情でございます。

○議長（菅原隆男） 笹原俊一君。

○8番（笹原俊一） ただいま答弁ございましたけれども、様々な町長のお考え、それか
ら教育長のお考えもでございます。地域の皆様のお考えも当然、あるわけですので、ぜひ
検討をまずしていただいて、こういうふうなことをやっているのだということを、やは
りある程度、町民の皆様にもお知らせをしていくというのが大事なのではないかなと思
っておりますので、ぜひご検討をお願いしたいなと強く申し上げたいと思います。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） ただいまの質問、ちょっと取り組んでいただきたいというようなご
要望はお受けいたしますけれども、先ほど申し上げましたように、私は来年度からその
方向に取り組むという考えはございませんので、これだけはきちっとご理解賜りたいと。
やはり子どもたちに不安を与える、地域に不安を与えるということは、私は今やるべき
ではないと思っています。来年の話ではないと。それは私との意見の相違ということで
ございます、私は現実を捉えてやりたいと思っております。

○議長（菅原隆男） 笹原俊一君。

○8番（笹原俊一） 議長のお許しをいただいてよろしいでしょうか、はい、ありがとう
ございます。

それでは、航空レーザーの測定の件でございますけれども、先ほどから施政方針にも
ございました緑の循環システム、伐って、使って、植えて、育てるという緑の循環シス
テムでございますが、これを軌道に乗せていくためには、やはり使ってもらうことが大事
だなと思っております。

反面、町産材はなかなか価格が高くてという声も聞いております。今後、町内外に向
けて、町内だけではなくて外にも使っていただけるような方策、どのような目標を持っ
て進めていくのかを伺いたいと思います。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 大変ありがたいお言葉、感謝申し上げたいと思います。

このレーザー測定の目標、目的は先ほど答弁したとおりでございますが、この木材の
利活用という部分についてのお話だと認識をさせていただきますけれども、私どもとし
ては、今までも、例えば中山財産区の木を切って鷹山地区コミュニティセンターに使わ
せていただくとか、それから今回は鮎貝自彊会さんの赤松林を切らせていただいてもう
ほかに出しているということを見せていただいているということでもあります。

例えば十王のコミュニティセンターを申し上げますと、十王地区コミュニティセンタ
ーは十王の財産管理会で持っているものだということでもあります。この役場庁舎につき

ましては鮎貝自彊会さんの山を使わせていただいていると。それから、特別養護老人ホーム白光園についても同じような鮎貝自彊会さんの木をベースに使わせていただいているということでもあります。地元だけでは到底木を切って常に回転させると、緑の循環システムということにはいかないだろう。

やはりほかに我々としてはお世話いただいております物林株式会社さんとか、おきたま林業株式会社さんとか、いろいろな方々のお力をお借りしながら、あるいは当然、森林組合さんもちろん、あるわけでございますので、その辺と相談をしながら常に伐採して出荷してそれを使ってもらおうということで、今、私どもの担当者は、例えば私どもと同じ鷹の町としております三鷹市とかですね、それから先ほど申し上げました海老名市とか、そういうところに使ってほしいということでの話はさせていただいております。同時に、物林株式会社という、これは木材の専門会社でございますが、今までいろいろな形でお世話になってきたその物林株式会社さんからも、私どもとしてはいろいろ実際に切って使ってもらえるような流れを、流通ですね、木材の流通についてはいろいろ取組をさせていただいていると。川上は我々、川下は乾燥センターを含めた我々の製材、川下は、そういう実際に使っていただける場所に我々は流通というものをしていきたい。さらにその後ろにはもう植林をしているというような流れをつくっていくべきであるということで、今、町内のどこからどうか分かりませんが、高いと。それはJAS材でもありますし、本当にいい木を使わせていただいておりますので、どういう部分が高いのかちょっと私、分かりませんが、JAS材じゃないと、私はほとんど信用ないと思います。やはりJAS材というものは保証があるということですから、ひとつその辺にご理解をいただきながら、白鷹産材を高くてわかんねえと言われれば、ちょっと私もそれについては、自分の課題として捉えながら話合いはしていく必要があるのかなと思いますが、やはりいいものは高いと私は思いますので、ひとつその辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原隆男） 以上で総括質疑を終結いたします。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時15分といたします。

休 憩 （午前11時54分）

再 開 （午後1時15分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

ここでお諮りいたします。一括議題とされた令和6年度各会計予算8件の審査については、予算特別委員会に付託し審査することにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、令和6年度各会計予算8件は、予

算特別委員会に付託し審査することに決しました。

予算特別委員会は、3月12日及び13日に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

次に移ります。

○議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第15、議第10号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第10号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員中村裕之氏は、令和6年6月30日をもって任期が満了するので、その後任として推薦するため提案するものであります。

後任として推薦する者は、住所、白鷹町大字鮎貝3256番地、氏名、神居裕子、生年月日、昭和40年8月26日、何とぞご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第10号について、原案のとおり適任と決するに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（菅原隆男） 全員起立。よって、本案は原案のとおり適任とすることに決しました。

○議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第16、議第11号 白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第11号 白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的知識等を有

する職員を任期を定めて採用するに当たり、必要な事項を定めるため、提案するもの
あります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜り
ますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、菅間直浩君。

○総務課長（菅間直浩） ご説明申し上げます。

議第11号 白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の設定について。

白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように制定する。

白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例。

制定要旨をご覧ください。

本件につきましては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づ
き、一般職の任期付職員制度を導入するとともに、当該職員の給与について必要な事項
を定めるものでございます。

各条項につきましては記載のとおりです。

主な改正点を申し上げます。

第2条第1項から第3条第2項までは、職員の任期を定めた採用についてでございま
す。

第2条第1項、高度の専門的な知識経験等を有する者を選考により任期を定めて採用
することができることとするもの。特定任期付職員、任期5年以内。

第2条第2項につきましては、専門的な知識経験を有する者を選考により任期を定め
て採用することができることとするもの。またその要件について定めることとするもの。
一般任期付職員、任期5年以内。

第3条第1項につきましては、時限的な職について、職員を任期を定めて採用するこ
とができることとするもの。また、その業務要件について定めるもの。時限的な職に係
る任期付職員。任期原則3年以内。

第3条第2項につきましては、常勤の一般職員を前項の業務に従事させた場合の欠員
補充として、前項に規定する任用を行うことができることとするものでございます。

第4条につきましては、時限的な職に係る任期付職員について、原則3年以内となっ
ている任期を5年以内に延長できる要件を定めるものでございます。

2ページをご覧ください。

第5条第1項につきましては、任期付職員は、任期の上限を超えない範囲内であれば、
任期を更新できる旨を定めるものでございます。

第6条第1項につきましては、特定任期付職員には、別表の給料表を適用することと
するものでございます。

第8条、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるもの。

附則 この条例は令和6年4月1日から施行するもの。

別表第6条関係。任期付職員の給料表を定めるもの。別表につきましてはご覧のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第11号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第17、議第12号 白鷹町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第12号 白鷹町課設置条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

直面する行政課題に適切に対応するため、組織の改編が必要なことから提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、菅間直浩君。

○総務課長（菅間直浩） ご説明申し上げます。

議第12号 白鷹町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町課設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町課設置条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

本件につきましては、今後の行政運営に当たり、農林業分野における多様化及び高度化が進む行政課題へ適切に対応する組織体制とするため、本条例を改正するものでございます。

第1条につきましては、農林課を農政課及び林政課に改めるものでございます。

第2条につきましては、農政課及び林政課の事務分掌を定めるものでございます。

附則第1項 施行期日、この条例は令和6年4月1日から施行するもの。

附則第2項 白鷹町議会委員会条例の一部改正。農林課を含む規定について文言を整理するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第12号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第18、議第13号 白鷹町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例及び白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第13号 白鷹町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例及び白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関連する特別休暇及び職務専念義務の免除について取扱いを廃止するため提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、菅間直浩君。

○総務課長（菅間直浩） ご説明申し上げます。

議第13号 白鷹町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例及び白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例及び白鷹町職員の勤務時間、休

暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例及び白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

白鷹町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正。

第1条 白鷹町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。

第2条 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第17項を削る。

附則 この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第13号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第19、議第14号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第14号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員に対する特殊勤務手当を廃止するため、提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、菅間直浩君。

○総務課長（菅間直浩） ご説明申し上げます。

議第14号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第24項及び第25項を次のように改める。24及び25を削除。

附則 この条例は令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第14号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第20、議第15号 白鷹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第15号 白鷹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するとともに、報酬等の月額の上限額を引き上げることにより、処遇改善を図るため提案するものであります。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、菅間直浩君。

○総務課長（菅間直浩） ご説明申し上げます。

議第15号 白鷹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例。一部改正要旨をご覧ください。

本件につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するとともに、報酬及び給与の月額の上限額を引き上げることにより処遇改善を図るため、関係条例について所要の整備を行うものでございます。

各条項につきましては、記載のとおりでございます。

主な改正点のみ申し上げます。

条例、第1条、第2条第1項及び第2項につきましては、フルタイム会計年度任用職員並びにパートタイム会計年度任用職員に対する給与について、勤勉手当を支給するものを定めるものでございます。

別表、等級別基準職務表及び上限額。

第3条関係 報酬及び給料の月額の上限額を引き上げるものでございます。

条例第2条、第19条第1項から条例第4条、第25条までは、水道事業職員及び下水道事業職員、技能労務職員、病院事業職員である会計年度任用職員の給与について、それぞれ勤勉手当を支給する旨を定めるものでございます。

2ページになります。

条例、第5条、第6条第2項につきましては、育児休業取得者に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含めるものでございます。

附則。この条例は令和6年4月1日から施行するもの。

説明は以上でございます

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第15号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第21、議第16号 白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第16号 白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

こども家庭庁の設置に伴う関係府省令の改正への対応と所要の整備を行うため、提案するものであります。

内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第16号 白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

一部改正条例の制定要旨をご覧ください。

本条例につきましては、こども家庭庁の設置に伴う主務大臣の変更等、関係府省令の改正を踏まえた対応のほか、所要の整備を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨につきましては記載のとおりでございます。

主な改正点を申し上げます。

第1条、白鷹町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、2ページをお開き願います。

第23条につきましては、特定教育・保育施設は、重要事項の書面掲示に加え、インタ

ーネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするものでございます。

2 ページの第42条第4項、特定地域型保育事業者から保育の提供を受けていた子どもに対する当該特定地域型保育事業者の連携施設における保育の提供に関しての例外規定を整理するものでございます。

3 ページをご覧ください。

第52条の2、第1項、特定教育・保育施設事業者等が、記録・作成、その他これに類するもののうち、書面で行うことが規定されている、または想定されるものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとするもの。

同条の第2項から第6項までにつきましては、電磁的記録を保護者に提供する場合の手続等について定めるものでございます。

4 ページをご覧ください。

第2条、白鷹町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正。

第48条の2、電磁的記録に関する規定の追加等でございます。

附則 この条例は公布の日から施行するもの。ただし、23条の改正規定につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第16号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第22、議第17号 白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第17号 白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し

上げます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、提案するものであります。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第17号 白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例。一部改正要旨をご覧ください。

本条例につきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供の義務化等、所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨につきましては記載のとおりでございます。

主な改正点を申し上げます。

第7条第2項につきましては、事業者による障がいのある人への合理的な配慮を行うことを義務化するものでございます。

今回新たに追加いたします新第9条と表記しておりますが、こちらにつきましては、町は、障がいを理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供に努めることを定めるものでございます。

附則 この条例は令和6年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第17号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第23、議第18号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第18号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

令和6年度から令和8年度までの介護保険第1号保険者の介護保険料等を定めるほか、所要の整備を行うため提案するものであります。

内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第18号 白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町介護保険条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

本条例につきましては、第9期介護保険事業計画の策定に伴いまして、町が65歳以上の方からいただく令和6年度から令和8年度までの介護保険第1号被保険者の介護保険料等について定めるほか、所要の整備を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨は記載のとおりでございます。

主な改正点を申し上げます。

第3条第1項につきましては、介護保険法施行令改正に伴う標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ及び低所得者の標準乗率の引下げ等を踏まえ、令和6年度から令和8年度まで、介護保険料の基準となる所得段階を10段階から14段階に改めるとともに、それぞれに応じた保険料を定めるものでございます。

第3条第2項から第4項までにつきましては、第1項で定めました令和6年度から令和8年度までの第1段階から第3段階までの保険料に係る公費負担による減額賦課について定めるものでございます。

附則第1項 この条例は令和6年4月1日から施行するもの。

附則第2項 改正後の保険料は令和6年度から適用し、令和5年度以前の保険料については従前の例によるもの。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第18号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第24、議第19号 白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第19号 白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係条例について所要の整備を行うため、提案するものであります。

内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第19号 白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例。

一部改正条例の制定要旨をご覧ください。

本条例につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員1人当たりの取扱件数の上限引上げをはじめといたしまして、町が条例で定めるべき介護サービス等に関する

基準について参酌すべき国の基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の趣旨につきましては、記載のとおりでございます。

主な改正点について申し上げます。

なお、この条例中、複数の規定につきまして介護サービスごとに同様の改正を行っているものがありますので、それらにつきましては初回時のみ説明させていただき、その後の同様の改正部分につきましては説明を割愛させていただきます。

第1条 白鷹町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正であります。

第5条第2項につきましては、指定居宅介護支援事業者について、介護支援専門員1人当たりの取扱件数の上限を35件から44件に引き上げるものでございます。

第5条第3項につきましては、前項の規定にかかわらず、公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ事務職員を配置している場合は、取扱件数の上限を49件とするものでございます。

2ページをお開き願います。

上から2段目の第7条第4項でございます。指定居宅介護支援の利用申込者等に対する説明資料等を文書以外の方法で交付する場合に、フロッピーディスクやCD-ROM等に限定せず電磁的記録媒体全般の使用を認めることとするとともに、条項を繰り下げるものでございます。

2つ下がつて、第16条第2号の2及び第2号の3につきましては、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者等の生命または身体保護など緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととするもの。また、身体的拘束等をやむを得ず行う場合には、その態様や時間などを記録しなければならないこととするもの。

2ページの最下段、第25条の第3項でございますが、指定居宅介護支援事業者は、重要事項についてウェブサイトに掲載しなければならないこととするもの。

3ページ、第2条、白鷹町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、7ページをお開き願います。

第107条の2につきましては、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を、定期的に開催しなければならないこととするものでございます。

下から2段目の新たに加えます新第126条第2項、指定認知症対応型共同生活介護事業者が協力医療機関を定めるに当たっては、利用者の病状が急変した場合等の相談体制及び診療の求めがあった場合の診療体制を常時確保した機関を定めるよう努めなければならないこととするもの。

同条第3項につきましてですが、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を町長に届け出なければならないこととするもの。

同条の第4項でございますけれども、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととするもの。

同条の第5項、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該機関との間で新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととするもの。

同条の第6項、指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関、その他の医療機関に入院した後に当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合には、再び当該事業者に速やかに入居させることができるように努めなければならないこととするもの。

5段下がっていただきまして、第131条第11項でございます。指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が、利用者の安全並びに介護サービスの確保及び職員の負担軽減を図るため、一定の取組を実施している場合は人員の配置基準を緩和するもの。

10ページをお開き願います。

上から4段目の第166条の2第2項、指定地域密着型介護老人福祉施設は、医師及び協力医療機関の協力を得て1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて対応方法の変更を行わなければならないこととするもの。

11ページをご覧ください。

下から4段目の新たに設けます新第188条第5項、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならないこととするもの。

13ページをお開き願います。

第3条、白鷹町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正でございます。

第5条第2項、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに指定介護予防支援の提供に当たる介護支援専門員を1人以上置かななければならないこととするもの。

3段下がっていただいて、第6条第3項でございます。指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が置く管理者は、主任介護支援専門員でなければならないこととするもの。ただし、主任介護支援専門員の確保が困難である等、やむを得ない場合については、介護支援専門員を管理者とすることができることとするもの。

第4項、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が置く管理者は専任でなければならないこととするもの。ただし、当該事業所の介護支援専門員の職務や他の事業所の職務に従事する場合は、この限りではないこととするもの。

14ページの上から3段目、第13条第2項、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合は、利用者から交通費の支払いを受けることができることとするもの。

同条の第3項、前項に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者等に対して内容及び費用について説明し、同意を得なければならないこととするもの。

15ページからの第4条、白鷹町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でありますけれども、こちらにつきましてはこれまで説明をさせていただきました条例の改正内容と同様の対応でございます。

18ページをお開き願います。

附則第1項 この条例は令和6年4月1日から施行するもの。

附則第2項から第5項につきましては、改正内容についての経過措置を定めるものがございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第19号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第25、議第20号 白鷹町産業センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第20号 白鷹町産業センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

産業センターの利用料金を改定するため、提案するものであります。

なお、内容につきましては商工観光課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 商工観光課長、黒澤和幸君。

○商工観光課長（黒澤和幸） ご説明申し上げます。

議第20号 白鷹町産業センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町産業センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町産業センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

白鷹町産業センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中、マルチメディア教室、1人1時間当たり550を、マルチメディア教室1,100、1,100、1,650に改め、同表備考第2項中、マルチメディア教室の利用者を除くを削る。

附則 この条例は令和6年4月1日から施行する。

なお、今回の改正につきましては、マルチメディア教室につきまして、これまで1人1時間当たり550円としていたものを、他の会議室等と同様に、部屋単位の利用料金といたしまして、午前1,100円、午後1,100円、夜間1,650円に改めるものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第20号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第26、議第21号 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第21号 白鷹町道路占用料徴収条例の

一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額の改定等を行うため、提案するものであります。

なお、内容につきましては建設課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 建設課長、菊地 智君。

○建設課長（菊地 智） ご説明申し上げます。

議第21号 白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をお開きください。

このたびの改正につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額の改定等を行うものでございます。

条項、見出し、新改の別、改正の要旨の順にご説明を申し上げます。

別表第2条関係、道路法施行令の基準に合わせて道路占用料の額を改定するものでございます。

主たる占用物件の占用料につきましては、第1種電柱の改正後が430円に、第1種電話柱の改正後が390円になるものでございます。

附則第1項、施行期日、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項、経過措置、既存の占用に係る占用料が、改正後に著しく増額する場合の経過措置を設けるものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第21号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第27、議第22号 白鷹町公共下水道事業受益者負担に関する条

例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第22号 白鷹町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

下水道法第4条に基づく公共下水道事業計画区域の変更に伴い、負担区の区域を変更するため提案するものであります。

内容につきましては上下水道課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長（鈴木克仁） ご説明申し上げます。

議第22号 白鷹町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をお開きください。

このたびの改正につきましては、下水道法第4条に基づく公共下水道事業計画区域の変更に伴い、受益者負担区の区域を変更するものでございます。

別表第2条の2関係、荒砥甲の負担区域から荒砥駅西側区域の字及び地番の一部を除くもの。

附則 この条例は令和6年4月1日から施行するもの。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第22号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第28、議第23号 ふる里子ども交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第23号 ふる里子ども交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

ふる里子ども交流館を廃止するため提案するものであります。

内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第23号 ふる里子ども交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について。

ふる里子ども交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

ふる里子ども交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

ふる里子ども交流館の設置及び管理に関する条例は廃止する。

附則 この条例は令和6年4月1日から施行する。

本施設につきましては、川下保育園として昭和55年に建設をされまして、平成13年度からは現在の名称で指定管理等により運営をしておりましたが、少子化による利用児童の減少等によりまして、平成28年度からは交流館としての利用は休止をいたしまして直営で管理を行ってきたものでございます。

この間、施設の有効活用について検討を行ってまいりましたが、具体的な利用方法の決定には至らず、建物の老朽化も進んだことから条例を廃止させていただくため、提案させていただくものでございます。

以上です。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第23号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

ここで暫時休憩いたします。再開を午後2時25分といたします。

休 憩 (午後2時10分)

再 開 (午後2時25分)

○議長(菅原隆男) 休憩前に復し、再開いたします。

○議第24号～議第30号の上程、説明、総括質疑、付託

○議長(菅原隆男) 日程第29、議第24号 令和5年度白鷹町一般会計補正予算(第7号)についてから日程第35、議第30号 令和5年度白鷹町立病院事業会計補正予算(第3号)についてまで、以上、令和5年度各会計補正予算7件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、議第24号 令和5年度白鷹町一般会計補正予算(第7号)について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

[町長 佐藤誠七 登壇]

○町長(佐藤誠七) ただいま上程になりました議第24号 令和5年度白鷹町一般会計補正予算(第7号)についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、産地生産基盤パワーアップ事業など国補正に機動的に対応しつつ、物価高やコロナ感染症の影響の克服に向け、酪農生産費高騰緊急支援をはじめ、飲食店等応援緊急経済対策、町立病院緊急支援等の追加経済対策を講ずるほか、次年度に向け減債基金への元金積立てを図るなど、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、地方交付税、国県支出金、繰入金、地方債及び繰越金等で対処するものであります。

このほか、繰越明許費の設定、地方債の補正を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1億8,616万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ97億9,780万円とするものであります。

なお、内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長(菅原隆男) 総務課長、菅間直浩君。

○総務課長(菅間直浩) ご説明申し上げます。

一般会計補正予算書(第7号)の1ページをご覧ください。

議第24号 令和5年度白鷹町一般会計補正予算(第7号)。

令和5年度白鷹町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,616万8,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億9,780万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページになります。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入。

10款地方交付税、2,000万円、39億2,656万6,000万円。

14款国庫支出金、259万4,000円、11億2,913万3,000円。

15款県支出金、1億1,651万7,000円、8億5,129万6,000円。

16款財産収入、194万円、359万7,000円。

17款寄附金、120万円、1億220万1,000円。

18款繰入金、6,911万9,000円、4億8,185万円。

19款繰越金、8,711万5,000円、6億6,147万円。

20款諸収入、958万3,000円、2億1,187万2,000円。

21款町債、1億2,190万円の減額、6億9,090万円。

歳入合計、1億8,616万8,000万円。97億9,780万円。

3ページをお開きください。

歳出。

2款総務費、2,948万7,000円、13億1,115万3,000円。

3款民生費、3,193万2,000円、24億1,042万6,000円。

4款衛生費、6,761万6,000円、9億3,195万8,000円。

5款労働費、4,000円、2,873万6,000円。

6款農林水産業費、1億1,345万8,000円、8億537万4,000円。

7款商工費、2,372万1,000円、6億5,991万7,000円。

8款土木費、3,738万2,000円の減額、8億3,061万6,000円。

9款消防費、227万円、4億5,578万6,000円。

10款教育費、4,437万円の減額、8億1,994万5,000円。

11款災害復旧費、56万8,000円の減額、6,332万1,000円。

歳出合計、1億8,616万8,000円、97億9,780万円。

5 ページをお開きください。

第2表 繰越明許費。款、項、事業名、金額の順に申し上げます。

2 款総務費 1 項総務管理費、住民基本台帳システム改修業務、氏名の振り仮名法制化対応業務189万円。3 項戸籍住民基本台帳費、戸籍附票システム改修業務355万3,000円。

3 款民生費 1 項社会福祉費、障がい者自立支援給付事業システム改修業務76万1,000円。

4 款衛生費 1 項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業システム改修業務32万3,000円。

6 款農林水産業費 1 項農業費産地生産基盤パワーアップ事業 1 億180万円、担い手確保・経営強化支援事業525万7,000円。2 項林業費林道沼平線道路改良事業1,460万円。

7 款商工費 1 項商工費、飲食店等応援緊急経済対策事業（感染症対応分）1,320万円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、緊急自然災害防止対策事業道路防災3,187万円、計 1 億7,325万4,000円。

6 ページになります。

第3表 地方債補正。初めに追加でございます。

起債の目的 防災・減債・国土強靱化緊急対策事業、限度額130万円。

起債の方法及び利率は借入先との協定による。

償還の方法は借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。

次に、変更でございます。初めに、起債の目的、補正後の限度額を申し上げます。

緊急自然災害防止対策事業、890万円を減額し、1 億6,380万円。

過疎対策事業、1 億1,630万円を減額し、4 億1,950万円。

緊急しゅんせつ推進事業、200万円を追加し、1,520万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第25号 令和5年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第25号 令和5年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、給付実績に基づく保険給付費の調整に対応するとともに、円滑な事業運営を継続するため、国民健康保険事業運営基金への元金積立てに対応するなど所要の措置を講ずるものであります。

調整財源といたしましては、県支出金及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ8,052万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ14億

4,616万3,000円とするものであります。

内容につきましては町民課長に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 町民課長、橋本達也君。

○町民課長（橋本達也） ご説明申し上げます。

補正予算書（第3号）1ページをお開きください。

議第25号 令和5年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,052万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,616万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

4 款県支出金、9,419万2,000円の減額、10億5,599万円。

5 款財産収入、3万3,000円、3万4,000円。

6 款繰入金、290万4,000円の減額、1億3,003万8,000円。

7 款繰越金、1,653万8,000円、2,293万2,000円。

歳入合計、8,052万5,000円の減額、14億4,616万3,000円。

3ページをお開きください。

歳出。

2 款保険給付費、9,123万4,000円の減額、10億3,447万1,000円。

3 款国民健康保険事業費納付金、300万円の減額、3億2,200万円。

6 款基金積立金、1,666万7,000円、3,666万7,000円。

7 款諸支出金、295万8,000円の減額、1,256万2,000円。

歳出合計、8,052万5,000円の減額、14億4,616万3,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第26号 令和5年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第26号 令和5年度白鷹町農業集落排

水特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、合併処理浄化槽の修繕に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、繰越金で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ22万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,348万円とするものであります。

内容につきましては上下水道課長に説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長（鈴木克仁） ご説明申し上げます。

補正予算書（第3号）の1ページをご覧ください。

議第26号 令和5年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度白鷹町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,348万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

6款繰越金、22万5,000円、90万5,000円。

歳入合計、22万5,000円、1億6,348万円。

3ページをお開きください。

歳出。

1款農業集落排水事業費、22万5,000円、1億965万8,000円。

歳出合計、22万5,000円、1億6,348万円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第27号 令和5年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第27号 令和5年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、保険者機能強化推進交付金等の交付決定及び介護給付費準備基金の運用利子額の見込みを踏まえ、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国庫補助金及び財産収入で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億9,399万5,000円となるものであります。

内容につきましては健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、長岡 聡君。

○健康福祉課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。介護保険特別会計補正予算（第4号）の1ページをお開き願います。

議第27号 令和5年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億9,399万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

3款国庫支出金、196万7,000円、4億631万9,000円。

6款財産収入、16万5,000円、20万8,000円。

7款繰入金、196万7,000円の減額、2億6,799万6,000円。

歳入合計、16万5,000円、17億9,399万5,000円。

3ページをお開き願います。

歳出。

4款基金積立金、16万5,000円、5,458万8,000円。

歳出合計、16万5,000円、17億9,399万5,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第28号 令和5年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第28号 令和5年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、後期高齢者医療保険料の収納実績見込みに基づき後期高齢者医療広域連合納付金の調整等を図るため、所要の措置を講ずるものであります。

調整財源といたしましては、後期高齢者医療保険料及び繰入金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ430万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億7,614万2,000円とするものであります。

内容につきましては町民課長に説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 町民課長、橋本達也君。

○町民課長（橋本達也） ご説明申し上げます。

補正予算書（第1号）1ページをお開きください。

議第28号 令和5年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,614万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

款、補正額、計を申し上げます。

歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、280万3,000円、1億2,470万5,000円。

3 款繰入金、38万円、4,857万5,000円。

4 款繰越金、111万9,000円、270万8,000円。

歳入合計、430万2,000円、1億7,614万2,000円。

3ページをお開きください。

歳出。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、430万2,000円、1億7,346万円。

歳出合計、430万2,000円、1億7,614万2,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第29号 令和5年度白鷹町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第29号 令和5年度白鷹町水道事業会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、配水管及び給水管における漏水等の修繕工事に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

以上の結果、収益的支出の総額に100万円を追加し、収益的支出の総額を3億284万円とするものであります。

内容につきましては上下水道課長より説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長（鈴木克仁） ご説明申し上げます。

補正予算書（第3号）の1ページをお開きください。

議第29号 令和5年度白鷹町水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条 令和5年度白鷹町水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

収益的支出の補正。

第2条 令和5年度白鷹町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計を申し上げます。

支出。

第1款水道事業費用、100万円、3億284万円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第30号 令和5年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第30号 令和5年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、物価高騰に対応するため、医業費用の調整を図るとともに、病院経営安定化のための一般会計からの負担金等、所要の措置を講ずるものであります。

以上の結果、収益的収入及び支出にそれぞれ800万円を追加し、収益的収入及び支出の総額をそれぞれ12億3,183万5,000円とするものであります。

内容につきましては病院事務局長より説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原隆男） 病院事務局長、片山正弘君。

○病院事務局長（片山正弘） ご説明申し上げます。

病院事業会計補正予算書（第3号）の1ページをご覧ください。

議第30号 令和5年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条 令和5年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。

第2条 令和5年度白鷹町立病院事業会計予算（以下、予算という）（第2条）に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

業務の項目、補正予定量、計のみ申し上げます。

第1号、年間患者数、1,464人の減、1万3,908人。

第2号、1日当たり患者数、入院4人の減、38人。

収益的収入及び支出の補正。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、800万円、12億3,183万5,000円。

支出。

第1款病院事業費用、800万円、12億3,183万5,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。

お諮りいたします。令和5年度各会計補正予算7件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、令和5年度各会計補正予算7件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、3月6日、本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

○延会の宣告

○議長（菅原隆男） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後2時55分〉